

翻刻

1 諸文書写

― 1 大友持直預置状写

筑後国竹野郡職之事預置候、／任先例可有成敗候、恐々謹言、

六月廿日 持直御判

津久見兵部少輔殿

小河藤次郎殿

安部弾正忠殿

*大友持直(？)一四四五) 大友氏十二代当主。豊後・筑後国守護

*『増補訂正編年大友史料 第十』は、永享六年(一四三四)に比定

― 2 大友親繁預置状写

筑後国竹野郡代職之事預置候、／如先々可有成敗候、恐々謹言、

三月五日 親繁

小河伊賀守殿

久保大炊助殿

*大友親繁(一四二一)一四九三) 大友氏十五代当主。豊後・筑後国守護

― 3 田原親幸施行状写

三瀨郡内一木之村四十町之代所と／して広川郡庄之内若菜・富久・留末名／三ヶ所之事預置候、可有知行候、／御判之事者可有追而御申候、自是も可申候、恐々謹言、

二月廿七日 田原 親幸 有判

*田原親幸(？)一四三一) 大友氏の家臣

― 4 田原親範施行状写

三瀨郡之内安武、奥弾正忠跡三町／五段事、親著御判拝見／申候、然者代所之事承候、追而可申／談候、少も不可有等閑候儀候、恐々謹言、

三月廿一日 田原 親範 有判

*大友親著(？)一四二六) 大友氏十一代当主。豊後・筑後国守護

2 大友親匡知行安堵状

(封紙上書(菅藤五郎))
「 殿 親 」

筑後国竹野郡之内／近年持留分菅名字地／八町并中原村之内三拾町、／任證跡之旨、知行不可／有相違之状、如件、

文龜三年九月二日 親匡(花押)

菅藤五郎殿

*文龜三年(一五〇三)

*大友親匡(一四七八〜一五一八)のち親元、義親、義長。大友氏十九代当主。

3 中紙請取状

(印)

一、中紙式束 御進上之趣、則遂／披露候畢、

竹田津志摩入道

十一月二日

一木(花押)

小河新右衛門尉殿まいる

*竹田津志摩入道一木(？〜一六〇〇) 大友氏の家臣(「関原軍記大成」など)

4 三原親賢打渡状

筑後国竹野郡内／小河庄七拾町同／蜷河分拾町坪付在別紙之／事、任 御判
之旨／渡進候、可有知行候、／仍状如件、

永正六年己巳十二月十五日

右馬頭親賢(花押)

小河藤五郎殿

*永正六年(一五〇九)

*三原親賢(生没年不詳) 筑後国の「守護代官」(『五条家文書』)

5 大友氏家臣連署施行状

(封紙上書)

齋藤伊賀守

河内大夫

豊饒美作入道

小河中務少輔殿

永源

筑後国鱈坂之内鯉檀／三町之事、任／御判御奉書之旨可／有御知行候、

恐々謹言、

壬九月十四日

永源(花押)

永寿(花押)

隆実(花押)

小河中務少輔殿

*享祿元年(一五二八)

*豊饒永源(生没年不詳) 筑後国兼松城主。大永五年(一五二五)から天文五年(一五三六)

頃まで筑後代官

6 大友義鑑知行預状

(切封墨引あり)

筑後国鯉坂庄之内鯉壇／三町之事、預置候、可有／知行候、恐々謹言、

九月九日 義鑿（花押）

小河中務少輔殿

*享祿元年（一五二八）

*大友義鑑（一五〇二～一五〇） 大友氏二十代当主。豊後・筑後国守護

7 大友親安安堵状

〔封紙上書〕

小川中務少輔殿 親安

当知行分之事、領掌／不可有相違候、恐々謹言、

三月廿八日 親安（花押）

小川中務少輔殿

（切封墨引あり）

*永正十三～四年（一五二六～七）

*大友親安 義鑑の初名。永正十二年末、家督。同十五年八月頃に親安から親敦へ改名

8 御殿料請取状

筑後国

御殿所五十町分皆納銀子／辻慥請取申候之訖、

稲員二郎左衛門尉

三月五日 資高（花押）

林田山城守

鑑隆（花押）

隈右京亮

鎮安（花押）

上妻越前守

鎮政（花押）

小河中務少輔殿

*稲員・林田・隈・上妻は、筑後の国人

9 大友宗麟朱印状

（切封）

為今年之儀、海月／一折給候、令悦喜候、猶／田原近江守可申候、恐々／謹言、

二月廿八日 宗麟（朱印）

小河中務少輔殿

*天正三～四年（一五七五～六）

*大友宗麟（一五三〇～八七） 義鎮。大友氏二十一代当主。永祿五年（一五六二）六～七月頃、入道して宗麟。天正三年（一五七五）、花押から朱印に替える

*田原親賢（？～一六〇〇） 永祿八年（一五六五）近江守。天正四年（一五七六）近江入道

10 大友義統知行預状

(紙背切封墨引あり)

〔封紙上書〕 小河中務少輔殿 義統

今度龍造寺山城守現形／候処、上下之者隆信以／同意惡逆之企不及是非候、／然者其方事、以順路之覚悟／出座貞心感悦候、仍於／其國中三拾町分へ坪付在／別紙之／事、預遣候、可有知行候、／恐々謹言、

正月廿八日 義統 (花押)

小河中務少輔殿

*天正七年(一五七九)。前年十一月、大友宗麟が耳川で島津勢に大敗すると、肥前の龍造寺隆

信が筑後攻略を開始、筑後国衆が大友方から離反し始める

*大友義統(一五八〇～一六〇五) 大友氏二十二代当主

*龍造寺隆信(一五二九～一八四)

11 大友義鑑感状

(紙背切封墨引あり)

今度別而之顕心底候、／令感心候、弥忠儀憑入候、／仍補任伊賀守候、恐々

／謹言、

十一月五日 義鑑 (花押)

小河中務少輔殿

*天文元年(一五三二)頃。【15】より以前

12 大友宗麟感状

〔封紙上書〕 小河六郎殿 宗麟

(紙背切封墨引あり)

就筑前目錯乱、星野／四郎三郎至要害、以／登城毎事堅固之／覚悟之由候、乍案中／感悦候、弥鎮胤被申談／可被励忠貞事、肝要候、／必迫而一段可賀之候、恐々／謹言、

十二月三日 宗麟 (花押)

小河六郎殿

*永禄五年(一五六二)

*筑前目錯乱 永禄五年十一月、宝満・岩屋城督高橋鑑種、筑後の星野一閑と通じ、大友氏に

叛く

*星野四郎三郎 不詳

*星野鎮胤 吉実

13 大友義鎮感状

〔封紙上書〕 小河六郎殿 義鎮

(紙背切封墨引あり)

於今度侍嶋合戦之砌、親父／中務大輔戦死、其外被官之／者共数人届之

由候、誠忠貞ノ務比類候、仍鑑昌一跡之事、ノ任相統之旨領掌、不可有ノ相違候、恐々謹言、

卯月十六日 義鎮(花押)

小河六郎殿

*侍嶋合戦 永祿二年(一五五九)四月、大友軍、筑前侍嶋で筑紫惟門勢と戦う

14 加冠状

(紙背切封墨引あり)

加冠 名字之事

藤原鎮昌

永祿二年卯月十六日

15 大友義鑑感状

今度凌難儀ノ出府感、心候、弥於ノ励忠義者、必以時分ノ可顕志候、恐々ノ謹言、

十二月廿六日 義鑑(花押)

小河伊賀守殿

*天文元年(一五三二)

16 大友義鑑知行預状

(紙背切封墨引あり)

筑後国之内六町分(坪付在ノ別帑)ノ事、預置候、可有知行候、ノ恐々謹言、

十二月十三日 義鑑(花押)

小河伊賀守殿

*天文年間(一五三二~五五)

17 大友義鑑感状

(封紙上書)

「小河伊賀守殿 義鑑」

(紙背切封墨引あり)

今度從最前忠貞、深ノ重之覚悟、寔感、心候、ノ弥可被励忠儀事、憑ノ存候、仍領地之事承候、ノ当時年寄共多分在ノ陣之条、各歸陣之時必ノ可申談之旨、猶入田ノ丹後守可申候、恐々ノ謹言、

三月十一日 義鑑(花押)

小河伊賀守殿

*天文三年(一五三四)

*入田丹後守親誠 天文十九年(一五五〇)、二階崩れの変で失脚

18 封紙

小河六郎殿 義鎮

19 封紙

小河中務少輔殿 義□

20 小川鏡御影覺附並大友家文書

(前表紙題箋)

并「 」「感状写

御天満宮「 」「小河「 」「譜「 」「

影 但寛保「 」「天明「 」「

「 」「御□宮「 」「

(中表紙)
「寛保二壬戌年

小川鏡御影覺附并大友家文書

天満之社守

正月中旬 小川平助写之

一、小川村館屋敷

惣構之堀口式間、長式百三拾間、／小河之東南北二有之、近年新溝に
／此堀を用、只今者溝幅五間、或は九間／茂有之、小河村南北之古川

横拾三／間、長東之堀より西之藪外迄百拾／式間有之、村内二古城南

北二八拾／式間有之候を、只今は埋候而畑二成、／館の内は東二二夕

口、西二一ト口、北二一ト口、四口／有之也、右之館者、豊後屋形大

友／義鑑之家来小河伊賀守と申人／城主之由申伝ル、大友切支丹成り

／被申候時分、小川茂切支丹成候様／大友被申候得共、小河は菅蒸相

臣／下筋目二而、天神之御自筆二被遊候／御影迄所持二而、朝夕拜礼

(任力)社候二付、／切支丹宗旨二成り申事不罷成旨／被申候二付、大友心に

違イ、此所にて／豊後之人数を被指向、小河を打／はたし被申候、其

時分小河子息／小川源右衛門と申仁落人となり、／天神之御影茂所持

仕申候、右／覚書新川膳氏覚書二有之由、／筑後州竹野郡東郷小川村

鏡之／御影天満宮御由来、小川孫四郎吉／得伝記、

一、小川氏

菅相公補佐三臣之一也、築紫へ御下り／之時、三臣に鏡之御影三幅自

被遊／バ、以後我が身二附添居候と思ふ／へしと被仰、一幅充被下

候事、

一、小川氏小河村江御居館之時、右之／御影御安置被成候事、

但、御居館始之年数不相分候、小川は此小河／へ大友家／文書二

見る／と文書二見ゆる、文録(録)之比より此／小川と文字改ると見ゆ

る、

一、小川伊賀守は豊後故太守大友義鎮／入道宗麟公之臣也、豊州屋形江

／出仕之時、耶蘇宗と成て入道して／隣甫と号、小河江帰る時、家臣

某等／宗旨改メ候事者、鏡之御影も亡脚に／相成候、惣躰菅相公御影

故、当家相／建居候所、改宗難成由申上候得者、／早速宗麟公之臣、

小川江被指向、一戦二而／打亡シ候事、

一、右之節、家館不死亡脚候時、伊賀守／入道隣甫、同嫡子与兵衛、次

男一左衛門、／家臣六人、主従九人、御影之御供二而／筑前州龜門山
 龜石坊に落行、九年／之経、其後彦山南谷真教坊江右／落人御影を佐
 奉し、九年を過る、両／山二拾八年也、其後筑前上座郡長測／村之中
 央天神屋敷と申所二、右／之主従九人御影を守護し、七年居／住也、
 小川村江再置御影御鎮座／之儀如左、

長測迄者御越、卒去之所

一、伊賀守入道隣甫

姓藤氏小川諱鎮昌

長測か小川か不詳又

古大友家文書二可考所

与兵衛 上座郡古毛村二住墓す、小郡田ノ中に有、年七拾五二而

死、小川より葬送二参り候よし、子孫同郡黒川村二有之由、

市右衛門

謙甫 奥州伊達氏陸奥守様御内二而

小川へ住居、妹役介也、

此仁之帯刀怡土市三郎

方二有り、此節御尊影

小川に再社被遊候歟、

録三百石、醫師、其後小川に見舞

に來り、尤給知百性召連、十日計り逗留

して歸、孫四郎高祖父清左衛門代なり、

逗留中庄屋太郎兵衛下人、夏田之艸取時

分、大急病大手柄なり

市左衛門 始小川に住居、豊後春地金山へ系

図大小之類持参二而出本也、其後葉売りと成候ハ、

小川江参り候得共、寄せ付不申候、其後福岡太守

黒田公御齒之病手柄故、録三百石二而小川梅

穂と号、福岡江住、其子孫今二梅穂と申候

而、福岡二有之由、

筑後州柳川之城主立花公之臣二嫁ス、夫死、小川江歸り來り、

女

武勇に再嫁ス

栗村武勇妻

筑前上座郷之司か、郡君か

清左衛門

忠左衛門

某 生葉郡夏梅村之庄屋祖

某 同郡竹重村庄屋漬候

孫左衛門 平助

孫四郎 助右衛門

平助 平右衛門 平助 良吉

女 竹野郡口高村葉柴氏、此氏子六右衛門也、但シ小川氏

名乗、且大石より参り候、文平先祖也、

一、小川氏居館者、庄屋屋敷歟、

一、今天満宮之御社地者、武勇屋敷也、

一、豊後日田郡石井村江、次勇一左衛門／春野金山行之節、系図大小類

召／被置候由、申伝ル、

一、瓊林院様御代、依御意、庄屋怡土／太兵衛、社主小河忠左衛門兩人

二而御影／を供奉仕、御城江上ル、惣躰御留可被遊／之所、其夜騒動

震雷御座候故、／一夜二而御返り被遊候、尤御影ケ被遊候／由二而、

表具は其節久留米ニ而忠左衛門ノ仕直シ差上申候事、

以上、

一、古内記様為御拜之 二代目か、ノ田主丸大庄屋森田六左衛門方江庄屋ノ怡土七兵衛、社守小河忠左衛門供奉仕候処、ノ松門寺村東ニ而重ク被為成、八人ニ而かき候ノ而も^(勤)うこき不申候ニ付、御歸社被ノ遊候事、

寛保二壬戌年正月中院謹記写、

但、御改御座候処、内記様鶴の御料理ノ被召上候故と申候事、

筑後竹野郡代職之事、預置候、ノ任吉例可有成敗候、恐々謹言、

一、前簾小河清左衛門、忠左衛門迄は寢間ノ之棟木ニつり置候処、家内ニ異事有ノ之候ニ付、忠左衛門改代に今之御社建立ノ御尊影ハ三二里ノ箱ニ納置也、

上妻郡広川二本紙有之写四通者、小川氏家ニ在、

但、怡土七兵衛代、筑前桜井ニ而尋候所、ノ高神之たゝりニ付、前社建立仕候様ノニとの事故、早速代替申候事、

式部彈正忠殿

一、御井郡北野座主為拜礼社参候処、ノ御管明キ不被遊候ニ付、菅村大宮司ノ小野甚左衛門尉貞次参候而、明ケ被申候ノ得者、無滞明キ申候

筑後国竹野郡代職之事、預置候、ノ如先々可有成敗候、恐々謹言、

三月十五日 親繁

大友十五代

二付、座主拜礼ノ之時、額置ニ付、離れ不申、夫ニ付座ノ主曰、大宮司殿額ニ紙捍候而御理リノ被仰上被下候様、相頼被申候ニ付、段々ノ御理リ御座候処、豊より額離れ申候ノ間、即座に連哥一首奉納、其後ノ百吟奉納に令納置リ、

小川伊賀守殿
久保大炊助殿

一、前簾御酒供奉得者、御只赤力ニ候由申ノ伝ル

三瀧郡内一本之村四拾町之代所ノとして広川庄内若菜・富久ノ留米名

一、御社修覆之義者、小河孫四郎仕来ノ申候事、

三ヶ所之事、預置候、可有ノ知行候、御判之事者、可有追而ノ御申候、

一、正月十一日終日御戸開也、大宮司ノ小野信濃、藤原貞寛御供、御酒、御鏡ノ餅奉供祝御座候事、

自是も可申候、恐々謹言、

一、六月虫十有、

二月廿七日 田原親幸有判

一、正月十一日前すノ私有、

一、小河氏江大友家より文書拾六通、同写ノ四通、

三瀧郡内安武輿彈正忠跡三町ノ五反之事、親着御判拜見申候、ノ然者代所之事承候、追而可申ノ談候、少茂不可有惑閑之儀候、恐々ノ謹言、

ノ式拾通有、

三月廿一日 田原親範有判

筑後国竹野郡之内、近年持留分／管名字地八町并中原村之内三拾／町、
任証跡之旨知行不可有相違之／状如件、
文龜三年九月二日 親匡(花押カ) □

菅藤五郎殿

御朱印有

一、中紙式束御進上之趣、則遂披露畢、

竹田津志广入道

十一月十二日 一木書判

小河新左衛門尉殿(カ)まいる

筑後国竹野郡之内、小川庄七拾町／同蜷川分拾町〈坪付／在別紙〉之事、
任御判／之旨渡進候、可有知行候、仍而状如件、
永正六年己巳十二月十五日 右馬頭録資判(マ)

小川藤五郎殿

筑後国鱈坂之内、鯉檀三町之事、／任御判御奉書之旨可有御／知行候、
恐惶謹言、

庚九月十四日 永源書判

永寿書判

隆実書判

小川中務少輔殿

上書裏二 斎藤伊賀守

河内太夫助

豊饒美作入道

表二

小川伊賀守殿 永源

筑後国鱈坂之内鯉檀三町／之事、預置可有知行候、恐々謹言、

九月九日 義鑿書判

小河中務少輔殿

当知行進之事、領掌不可有／相違候、恐々謹言、

三月廿八日 親安書判

小川中務少輔殿

筑後国

御殿料五拾町分、皆納銀子辻、慥二／受取申候訖、

三月十五日 稻光(カ)太郎左衛門尉

資高書判

村田山城守

鑑隆書判

隈右京亮

鎮安書判

上妻越前守

鎮政書判

小河中務少輔殿

為近年之嘉儀、海月一折給候、令／悦喜候、猶田原近江守可申入候、恐々

／謹言、

二月廿八日 宗麟朱印

小河中務少輔殿

今般龍造寺山城守現形候処、／上下之者隆信以同意、惡逆之／企不及是非候、然者其方事、以順／路之覚悟出座貞心感悦候、仍於／其國中三拾町分〔坪付／別紙〕之事、預／遣候、可有知行候、恐々謹言、

正月廿八日 義統書判

小川中務少輔殿

今度別而之顕心底候、令感心候、／弥忠儀頼憑入候、仍補住伊賀守候、／恐々謹言、

十一月十五日 義鑑書判

小川中務少輔殿

今度從最前より忠貞、深重之／覚悟、寔感心候、弥可相励忠儀事、／憑候、仍領地之事承候、当時年寄／共、多分在陣之条、各歸附之時、必／可申談之旨、猶入田丹後守可／申候、恐々謹言、

三月十一日 義鑑書判

小川伊賀守殿

於今度侍嶋合戦之砌、親父／中務太輔戦死、其外被官之／者共数人願之由候、誠忠貞無／比類候、仍鑑昌一跡之、任相統之旨／領掌、不可有相違候、

卯月十六日 義鎮書判

小川六郎殿

加冠 名字之事 藤原鎮昌

永祿二年卯月六日

就筑前目錯乱星野四郎三郎、／至要害、以登城每事堅固之／覚悟之由候、乍案中感悦候、弥／鎮胤被申談可被励忠貞事、／肝要害候、必追而一段可賀之候、恐々／謹言、

十二月十三日 宗麟

小川六郎殿

略縁起

抑筑之後州竹野郡に天満宮の／由来と申奉るハ、小川藤五郎と申せし菅丞相譜代の家臣、都／より太宰府の御跡を慕ひ、下向／して仕へ侍りしに、菅丞相天拜／山にて御願業の砌、藤五郎ともに／三人の御家臣に御いとまを被下候れ／ハ、藤五郎深く御別れを悲し／ミしに、菅丞相鏡に向かせ給ひ、御／自筆に御姿を遊され、宣ひけるハ／汝いかなる海里に住居すも、我を／恋しく思ふ時は此像を見るへし／とて御函に給り、御別奉り、小川村／住居せしに、代変之時移小川伊賀／守ハ、八百町を領せしかとも、豊後／国大友の悪逆によつて小川に住居／成かたし、筑前龜門山に落行、九ヶ／年間隠れ居、夫より彦山南谷／真教坊に又九年、其後筑前上座郡／長瀨村の中央今天神屋敷と云／所に主従九人、七とせの春秋をお／くりし内、大友の悪逆も□り、小川に／立帰り御影を守り奉り、たやすく／筥を開かされハ、当国北野山の座主／当村に詣ふて筥を開かんとせし／かとも、筥の蓋明さる故、押碎き／御絵像を取出し、